

長寿命化に資する大規模修繕工事を行った マンションに係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

四街道市長 宛て

納税義務者

住所	
氏名又は 名称	
電話	— —
個人番号又は 法人番号	

地方税法附則第15条の9の3に規定する大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に必要な事項について、四街道市税条例附則10条の3第12項の規定により、下記のとおり申告します。

所在地	四街道市
家屋番号	
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
床面積	m ²
建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
登記年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
工事完了年月日	令和 年 月 日 ※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了していること。また今回申告する工事より前に、大規模修繕工事を1回以上行っていること。
工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかった理由(具体的に)	

[申告に必要な書類]

<p>【四街道市から管理計画認定を受けたマンションの場合】 (下記書類は写しでも可)</p> <ol style="list-style-type: none">建築士又は住宅瑕疵担保責任法人が発行する大規模の修繕等証明書建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書建築士又はマンション管理士が発行する修繕積立金引上証明書四街道市が発行するマンション管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し総戸数が10戸以上のマンションであることを証する書類(1～5の全てが必要)	<p>【四街道市から助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合】(下記書類は写しでも可)</p> <ol style="list-style-type: none">建築士又は住宅瑕疵担保責任法人が発行する大規模の修繕等証明書建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書四街道市が発行する助言・指導内容実施等証明書総戸数が10戸以上のマンションであることを証する書類(1～4の全てが必要)
---	---